

29 自環第 651 号
平成 30 年 1 月 22 日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大 村 秀 章

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の変更について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の変更について

担当 環境部自然環境課
野生生物・鳥獣グループ
電話 052-954-6230（ダイヤルイン）

説 明

平成 29 年 9 月 1 日に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 233 号）」が公布され、国内希少野生動植物からオオタカが指定解除（平成 29 年 9 月 21 日施行）されることとなりました。

これに伴い、同日に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 21 号）」が公布され、平成 29 年 9 月 21 日に一部施行、平成 30 年 4 月 1 日に全面施行されるとともに、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 28 年環境省告示第 100 号。以下「基本指針」という。）」の一部改正が告示（平成 29 年 9 月 21 日）されました。

本県では、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護管理法第 4 条の規定に基づき、基本指針に即して、平成 29 年 3 月に「第 12 次鳥獣保護管理事業計画」を策定しており、今回の改正を受け現行計画の内容を変更する必要がありますので、貴審議会の意見を伺うものであります。